

「親子で学ぶ 京料理の魅力体験事業」業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において、文化庁「令和4年度伝統文化親子教室事業（地域展開型）」等を活用して実施を予定している「親子で学ぶ 京料理の魅力体験事業」（以下、「本事業」という。）を業務委託するため、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）方式による選定手続について、必要な事項を定めるものである。

なお、本受託候補者募集は、本事業に係る文化庁「令和4年度伝統文化親子教室事業（地域展開型）」等での採択を前提に、準備行為として行うものである。そのため、本事業が文化庁の事業として採択されなかった場合、本受託候補者の選定等は無効となることをあらかじめ御了承いただきたい。

2 事業の目的

本市では、世代を越えて伝えられてきた無形文化遺産の価値を再発見、再認識し、内外に魅力を発信するとともに、大切に引き継いでいこうという機運を盛り上げるため、平成25年4月に、本市独自の仕組みとして「京都をつなぐ無形文化遺産」制度を創設し、同年10月には「京の食文化―大切にしたい心、受け継ぎたい知恵と味」を選定して以降、普及啓発を実施してきた。また、令和3年6月、文化財保護法の改正により、無形の文化財を幅広く保護の対象とするため、既存の「指定」制度を補完する「登録」制度が創設され、更に、生活文化に関しても文化財登録が可能となり、積極的に保存や活用、振興を図っていくこととなった。

一方、生活様式の変化は食を取り巻く環境にも影響を及ぼし、独自の発展を遂げてきた京料理についても担い手の確保が課題になるなど、その継承が危ぶまれる状況となっている。本事業では、次世代を担う子供たちとその親を対象に、京料理の魅力に触れる場を提供し、次世代への継承と新たな担い手の確保につなげていくことの一助となる機会を創出する。

3 概要

(1) 業務内容

親子で京料理の担い手である各店舗に足を運んでもらい、料理のみならず、おもてなし、しつらえ、器をはじめ料理の際の道具など、料理屋だからこそ知り、学ぶことのできる京料理を体験できる内容とすること。更に、地域の歴史や文化についても料理人等から学ぶことで、一連の生活文化として育まれてきた総合芸術としての京料理を体感できる事業を提案すること。

また、京料理や地域に根付く文化等についてわかりやすく解説した事前学習動画を作成し、情報発信を行うこと。本業務において達成すべき具体的な内容については、別紙1「親子で学ぶ 京料理の魅力体験事業」業務仕様書を参照すること。

なお、上記仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、プロポーザルによる応募者からの提案や文化庁の採択等の状況を受けて仕様を追加・変更し契約締結を行うことがある。

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで（予定）

(3) 委託金額（上限）

15,200千円（税込）とする。ただし、本事業における諸謝金及び会場使用料については、

本市が負担するものとする。

4 参加資格

次の条件を満たす法人とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 京都市契約事務規則第 4 条に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは第 22 条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されているものであること。
- (3) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条の 1 の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去 2 箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。また、法人及びその役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
- (7) 京都市契約事務規則第 40 条の規定により、本市の承認なしに委託業務内容を他の事業者に再委託しないこと。

5 参加手続等

本プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、必要な手続等を行うこと。

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

以下の書類を、郵送又は持参により提出すること。

- (ア) 「参加表明書」（様式 1）
- (イ) 「業務実績申告書」（様式 2）
過去に京都料理芽生会と連携した事業実績について、一契約ごとに業務名、発注元を明記すること。なお、申告内容については、必要に応じて本市から発注元に確認する場合がある。
- (ウ) 「会社概要」（様式 3 及びパンフレット等）

イ 提出部数

上記アの提出書類 各 4 部

ウ 提出先

8 問合せ先及び関係書類の提出先を参照のこと

エ 提出期限

令和 4 年 4 月 27 日（水）午後 5 時までとする。

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

オ 参加の対象外となる場合

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知する。

- (ア) **4 参加資格**に掲げる資格のない者が提出した場合

- (イ) 提出方法, 提出先又は提出期限に適合しない場合
 - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - (エ) 虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 質問及び回答
- 5 参加手続等に記載する参加表明書等を提出した者からの質問の提出を受け付ける。
 - ア 質問の方法
 - 8 問合せ先及び関係書類の提出先に記載のメールアドレス宛に, 件名を「京料理プロポーザルの質問」として, 必要事項を記入した「質問書」(様式4)を添付したうえ, 電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けない。
 - イ 質問の提出期限
 - 令和4年4月27日(水)午後5時まで
 - ウ 質問の回答
 - 令和4年5月9日(月)までに, 参加表明のあった方全員に対し, 回答を電子メールにより送信する。
- (3) 企画提案書等の提出
- ア 提出資料
 - 「(別紙2)「親子で学ぶ 京料理の魅力体験事業」業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成し, 郵送又は持参により提出すること。
 - イ 提出部数
 - 上記アの提出書類について
 - 印鑑を押印したもの 1部
 - 印鑑を押印していないもの 3部
 - ウ 提出場所
 - 8 問合せ先及び関係書類の提出先を参照のこと
 - エ 提出期限
 - 令和4年5月13日(金)午後5時までとする。
 - なお, 郵送の場合は, 上記提出期限必着とする。
 - オ 選定の対象外となる場合
 - 企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは, 選定の対象外となり, 電子メール及び書面によりその旨を通知する。
 - (ア) 4 参加資格の条件を満たさない者が提出した場合
 - (イ) 提出期限, 提出先及び提出方法に適合しない場合
 - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - (エ) 虚偽の内容が記載されている場合
 - (オ) 企画提案書等に記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えた場合

6 受託候補者の選定

- (1) 選定方法
- 選定は, 「「親子で学ぶ 京料理の魅力体験事業」業務に係る受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行う。選定に当たっては, 「(別紙3)「親子で学ぶ 京料理の魅力体験事業」業務委託に係る受託候補者選定委員会評価基準」に掲げる評価項目について, 企画提案書等の提出書類の審査(必要に応じてヒアリングを行う。)により参加者の事業実施能

力を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として決定する。

なお、受託候補者に選定された者が辞退等により本市と業務委託契約ができない場合は、次点者を受託契約者とする。

(2) ヒアリングの実施

提出された内容について、必要に応じてヒアリングを行う。日時・場所等の詳細については、企画提案書等の提出後に連絡する。

(3) 選定委員会の体制

選定委員会は、以下の3名で構成する。

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長（委員長）

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及・活用担当課長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及活用係長

(4) 選定結果の通知

選定結果については、令和4年5月20日（金）までに参加者全員に通知するとともに、参加した事業者及び評価点等を京都市情報館（入札・公募型プロポーザル情報）に公開する。

7 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に関する全ての費用は、書類提出者の負担とする。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画提案書等の提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (4) 提出された書類等の返却は行わない。
- (5) 各別紙及び様式類は、京都市のホームページ上（入札・公募型プロポーザル情報）からダウンロードできる。

8 問合せ先及び関係書類の提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎地下1階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（担当：矢野，河村）

TEL：075-222-3130 FAX：075-213-3366

メール bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp